

肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書

我が国におけるB型、C型ウイルス性肝炎の患者・感染者数は350万人以上と推定され、国内最大の感染症として抜本的対策が求められている。多くの患者は、輸血、血液製剤の投与、針又は筒を連続使用した集団予防接種等の医療行為により、肝炎ウイルスに感染したものである。その中には、医療・薬務・血液行政の過誤により感染した患者も含まれており、まさに医原病といえる。

B型、C型肝炎は、慢性肝炎から肝硬変、肝がんに進行する危険性の高い深刻な病気である。肝硬変、肝がんの年間死者数は4万人を超え、その9割以上がB型、C型肝炎ウイルスに起因している。また、既に肝硬変、肝がんへと進行した患者は、長期の療養に苦しみ、生活基盤を失うなど経済的にも多くの困難に直面している。

平成20年度から、国の「新しい肝炎総合対策」（7か年計画）がスタートしたが、法律の裏付けのない予算措置であるため、実施主体である都道府県によって施策に格差が生じている。適切なウイルス性肝炎対策を全国的規模で推進するためには、肝炎対策に係る基本理念や、国や地方公共団体の責務を定めた基本法・根拠法の制定が必要である。

よって、国におかれでは、適切なウイルス性肝炎対策を全国的規模で推進するため、肝炎対策のための基本法を早期に成立させるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年6月29日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣

} あて

茅ヶ崎市議会